

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.137 2018/9/25

### 1 「食品表示基準について」の一部改正について

9月21日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主なものは次のとおり。

「食品、添加物等の規格基準」の改正を踏まえ、無菌充填豆腐及び防かび剤（フルジオキシニル）に関する表示方法を改正し、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づき、保護対象とされる予定の「Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）」について「ポロニアソーセージ」と名称表示ができるよう定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令が、平成30年9月21日に施行された。

また、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」が改正され、新たに「調製液状乳」の規格基準が設定された。

これらを踏まえ、食品表示基準の解釈を「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」で明確化すべきと判断した点について、別紙新旧対照表のとおり一部改正した。

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180921\\_0007.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180921_0007.pdf)

別紙新旧対照表

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180921\\_0008.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180921_0008.pdf)